

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので同条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年5月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合塩釜栄町店
塩竈市栄町62-1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資
仙台市泉区八乙女四丁目2-2
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年1月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,966㎡
- 6 大規模小売店の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
135台
 - (2) 駐輪場の収容台数
86台
 - (3) 荷捌き施設の面積
230.35㎡
 - (4) 廃棄物等保管施設の容量
34.29㎡
- 7 大規模小売店の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（開店時刻） 午前9時 （閉店時刻） 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後11時15分まで
 - (3) 駐車場の出入口の数
2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日
平成 19 年 4 月 27 日
- 9 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所
- 10 縦覧期間
平成 19 年 5 月 11 日から平成 19 年 9 月 11 日まで(ただし、閉庁日を除く。)
- 11 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 12 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第 85 号)及び意見書様式を参考のこと。